

平成26年3月20日

保護者 様

兵庫県立尼崎稲園高等学校
生徒指導部

学校生活における携帯電話取扱い規定の変更について（お知らせ）

余寒の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、本年度まで携帯電話（スマートフォン含む）の校内への持ち込みは、学校活動上、必要がない物として禁止してきました。しかしながら、携帯電話の普及に伴う社会全体の生活スタイルの変化、公衆電話設置数の減少、登下校時の連絡・安否等の確認等に必要なものであるという実情を考慮し、来年度の4月8日より、携帯電話（スマートフォン含む）の校内への持ち込みを可とする規定に変更することとしました。ただし、学校としては、規定を変更しても校内での学校活動上、携帯電話を使用する必要はないと考えています。

つきましては、下記に示す「携帯電話等の取扱いに関する規則」について、お子様と一緒にご熟読の上、ご理解をいただきますようお願いいたします。また、違反があれば学校で指導いたしますが、その際は、ご家庭に連絡させていただきますので、ご家庭においてもご指導いただきますようお願いいたします。

● 携帯電話等の取扱いに関する規則

- ① 学校敷地内（自転車置き場は除く）においては電源 OFF とし、使用禁止とする。
※ 保護者より緊急な連絡が必要な場合は、学校に直接連絡してもらうこと。
忘れ物は緊急な連絡とは認めない。
- ② 学校敷地内での使用行為の判断基準は、実際の使用をはじめ、電源 ON の状態のことをいう。
※ スリープ状態（マナーモード等）は、電源 ON の状態であるので注意すること。
使用と疑われる行為（持ち歩き等）はしないこと。
- ③ 携帯電話は、財布と同様に原則自己管理を行うこと。
※ 教室移動の際は身に付けていてもよい。
- ④ 定期・課題考査においては、絶対に携帯電話を身に付けて受験しないこと。
※ 必ず電源 OFF を確認し、鞆の中に入れておくこと。特に携帯電話を必要としない場合は、考査期間中は持ち込まないよう心掛けるとよい。
(注意) 携帯電話を身に付けて受験すると不正行為と見なされる場合がある。

上記以外に「自転車の運転をしながら」、「歩きながら」の使用など、法律やマナーに反する行為についても指導させていただきますことも、あわせてご理解いただきますようお願いいたします。

近年、高校生の間でインターネットや LINE 等の SNS(ソーシャルネットワークサービス)での深刻なトラブル(いじめなど)、被害・加害者となる事案が急増しています。お子様の使用にあたっては、学校でも注意喚起を行いますが、ご家庭におかれましても十分にご配慮いただきますようお願いいたします。